

大分大学医学部附属病院医師研修管理委員会細則

平成16年4月1日制定

平成16年医学部細則第1-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院医師研修管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、医師の卒後臨床研修に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修プログラムの作成方針に関すること。
- (2) 各研修プログラム間の相互調整に関すること。
- (3) 研修医の募集に関すること。
- (4) 研修医の出向に関すること。
- (5) 研修医の研修継続の可否に関すること。
- (6) 研修医の処遇に関すること。
- (7) 研修医の健康管理に関すること。
- (8) 研修目標の達成状況の評価に関すること。
- (9) 研修修了時及び中断時の評価に関すること。
- (10) 採用時における研修希望者の評価に関すること。
- (11) 研修後及び中断後の進路等に関すること。
- (12) その他臨床研修に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副病院長（医療人育成担当）
- (2) 卒後臨床研修副センター長
- (3) 内科の臨床研修担当者 3人
- (4) 外科の臨床研修担当者 2人
- (5) 総合内科・総合診療科，精神科，小児科，産科婦人科，麻酔科，高度救命救急センター及び集中治療部及び総合診療部の臨床研修担当者 各1人
- (6) その他の診療科等の臨床研修担当者 10人程度
- (7) 協力型臨床研修病院の研修実施責任者 各1人
- (8) 研修協力施設の研修実施責任者 各1人
- (9) 外部の医学分野の有識者 1人
- (10) 看護部長
- (11) 総務課長

2 前項第3号から第9号までの委員は、副病院長（医療人育成担当）が指名又は委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第9号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、

欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副病院長（医療人育成担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査・検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年医学部細則第1－3号）

この細則は、平成17年7月27日から施行する。

附 則（平成20年医学部附属病院細則第1－4号）

この細則は、平成20年7月24日から施行し、この細則による改正後の第3条第1項第5号の救命救急センターの規定は、同年5月1日から適用し、第3条第1項第5号の精神科の規定は、同年7月1日から適用する。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第1－3号）

この細則は、平成21年2月25日から施行する。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第1－8号）

この細則は、平成21年6月24日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第1－4号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第1－12号）

この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成２９年医学部附属病院細則第１－１３号）
この細則は、平成２９年１２月１日から施行する。